

○装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正

現行

（指定を受けたものとみなす特定装置）  
 第五条 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。ただし、第十八号から第二十八号まで及び第三十五号の装置については、協定に附属する規則第三十七号第三改訂版に基づく認定を受けた電球が用いられたものに限る。

（指定を受けたものとみなす特定装置）  
 第五条 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。ただし、第十八号から第二十八号まで及び第三十五号の装置については、協定に附属する規則第三十七号第三改訂版に基づく認定を受けた電球が用いられたものに限る。

特定装置の種類	規則番号
一〇三十五の一（略）	（略）
三十五の二 第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第三改訂版
三十六〇三十八（略）	（略）

特定装置の種類	規則番号
一〇三十五の一（略）	（略）
三十五の二 第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	第四十八号第二改訂版
三十六〇三十八（略）	（略）

附則

- 1 （施行期日）  
 この省令は、平成十八年十月十日から施行する。  
 （経過措置）
- 2 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる車両並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定は、平成二十三年十月九日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第三十五号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。